

綾瀬市

災害時避難行動要支援者マニュアル



令和8年2月

目次

1	マニュアルの目的	2
2	用語の定義	2
3	基本的な考え方	3
4	避難行動要支援者の避難支援	5
	(1) 平常時の対応	6
	①災害時の情報伝達に向けた備え	6
	②個別避難計画の作成	7
	③避難行動要支援者の情報の共有と活用	9
	④ふれあい手帳の配布	12
	⑤避難施設の整備等	13
	⑥二次避難所・福祉避難所の整備	13
	⑦防災意識の向上	14
	⑧避難支援者・避難支援等関係者の育成	14
	(2) 災害発生時の対応	14
	①避難行動要支援者への情報伝達	16
	②安否確認後に想定される状況について	16
	③避難誘導等の実施について	18
	④避難支援の流れ（風水害・土砂災害の場合）	19
	⑤避難支援の流れ（大地震の場合）	20
5	資料編	21
	(1) 警報等の防災気象情報の入手について	22
	(2) 警戒レベルと防災行動	23
	(3) 避難所一覧	24
	(4) 日頃の備え	27
	(5) 避難時の注意	28
	(6) 避難行動要支援者の特徴・支援の留意点	29

1 マニュアルの目的

本マニュアルは、高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者自身による「自分の命は自分で守る」（自助）、地域住民による「自分たちのまちは自分たちで守る」（共助）、そして市の支援（公助）を基本とした地域ぐるみの支援体制を確立し、災害時に適切な行動をとるための総合的、体系的な支援対策を取りまとめたものです。この度、令和3年の災害対策基本法の改正を踏まえ、個別避難計画について新たに記述するとともに、風水害・土砂災害の場合の避難支援の流れ等について追加するなど、内容の見直しを行いました。

地域には、一人暮らしのお年寄りや障がいのある人がいます。日頃から気にかけて、そして災害が起きたときは、みんなで助け合うことが大切です。

2 用語の定義

① 避難行動要支援者

要配慮者^{※1}のうち、災害が発生する場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方を「避難行動要支援者」といいます。

本マニュアルの対象となる避難行動要支援者は、「個別避難計画^{※2}」を作成した方及び「避難行動要支援者登録制度^{※2}」に登録のある方となります。

※1 要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、日本語に不慣れな外国人等の特に配慮を要する方

※2 各制度については、P 3、P 7・8参照

② 避難支援等関係者

災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所での生活支援に携わる、自治会（自主防災組織）、市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員等の地域の関係者や市の関係部署、その他の関係機関等を「避難支援等関係者」といいます。災害発生時の円滑な避難支援に向けて、地域での見守り活動や隣近所の関係づくりなどを行います。

本マニュアルでは、自治会（自主防災組織）、地区社会福祉協議会及び民生委員を地域の避難支援等関係者としています。

③ 避難支援者

災害時に避難が必要となった際、避難の支援をしていただく方です。主な避難支援者として、近隣に住む家族や知人が想定されます。

※地域の避難支援等関係者が避難支援者となる場合もあります。

④ 個別避難計画

災害時に円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者一人一人に合わせて作成する避難計画です。計画には、避難行動要支援者の氏名、住所、電話番号、配慮が必要な事項、避難場所、避難経路や緊急連絡先、避難支援者等を記載します。

⑤ 避難行動要支援者登録制度

避難行動要支援者について、申請方式で本人の情報や緊急連絡先を市に登録する制度です。現在、綾瀬市では、災害時の避難支援が必要な方については、個別避難計画を作成しています(避難行動要支援者登録の新規の登録は行っていません。)

3 基本的な考え方

災害対策には、「自助」「共助」「公助」の3つの基本的な考え方があります。これは、災害時に命を守るために「自分自身で備える（自助）」「地域で助け合う（共助）」「行政が支援する（公助）」という役割分担を指し、自助・共助・公助それぞれが、災害対応力を高め、連携することで、地域の防災力を強くし、安全に避難することにつながります。

大規模災害の発生時、行政ですべての被災者を支援するには限界があります。

そのため、日頃から、自分を守る「自助」と地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」を意識し、災害に備えることが重要となります。

地域ぐるみの支援体制

避難行動要支援者への避難支援には、地域住民による助け合いが重要であり、自治会（自主防災組織）、地区社会福祉協議会、民生委員等の協力による「地域における支援（共助）」が必要不可欠です。災害時における地域の取組を進めるためには、日頃からの見守り活動や地域の行事などを通して、住民同士の交流を図り、災害などの緊急時にも遠慮なく連絡ができるといった、日常生活での関係づくりが大切となります。

自 助（避難行動要支援者自らができること）

- 災害発生時には、まず「自分の命は自分で守ること（自助）」が基本となります。被害をできるだけ少なくするため、一人一人が自分の命を安全に守るための取組に努めましょう。
- 災害時に避難行動要支援者を支援してくれるのは、地域の人たちです。避難行動要支援者自身も地域社会の一員として、日頃から、近隣や地域の人たちとあいさつを交わしたり、地域の行事や活動にも積極的に参加したりすることで、地域とのつながりをつくりましょう。
- 災害時は、避難支援者も被災している場合があるため、避難支援を受けられないことがあります。地域とのつながりづくり以外にも、非常時に必要なものの備蓄や家具等を固定して家の中の安全を確保するなど、避難行動要支援者自身が日頃から災害に備えておくことが大切です。

共 助（周囲の人ができること）

- 災害時にはまず自分自身と家族の安全を確保し、可能な範囲で避難行動要支援者の支援を行ってください。
- 日頃から、積極的にあいさつ等することで隣近所での関わりを持つほか、自治会等の日頃の活動や行事などを通じ、日常生活での関係作りを図りましょう。
- 積極的にボランティア活動に参加するなどして、日頃から近隣に住む避難行動要支援者と接する機会を持ちましょう。

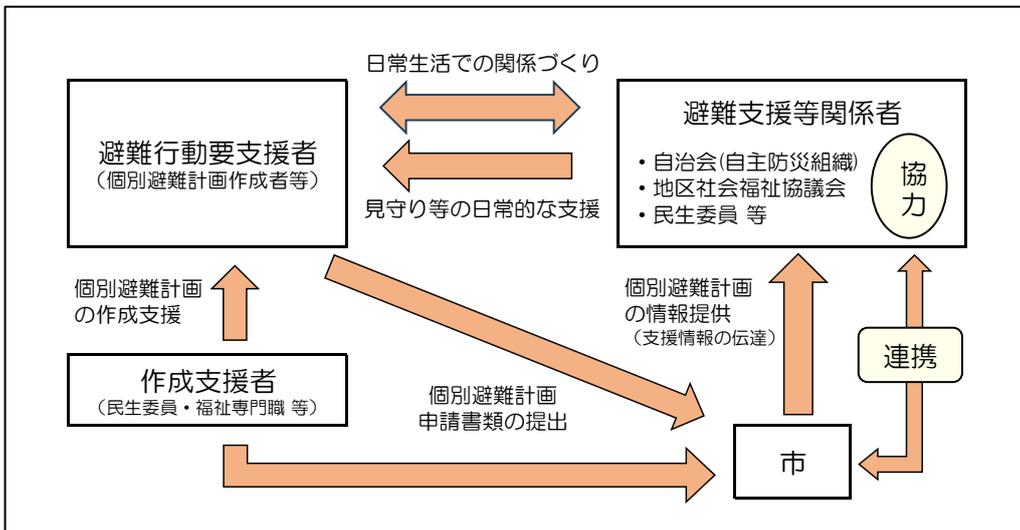
公 助（市の役割）

- 災害時における避難行動要支援者の支援体制の充実を図るため、市は、自治会（自主防災組織）、地区社会福祉協議会、民生委員等と連携を図り、地域における避難行動要支援者の支援体制を構築し、地域を支える取組を進めます。
- 関係機関等との防災情報の伝達方法の確立や避難支援のための知識の普及、資機材の整備等を通して地域の防災力を高めることなど、自助・共助では対応が難しい取組の充実に努めます。

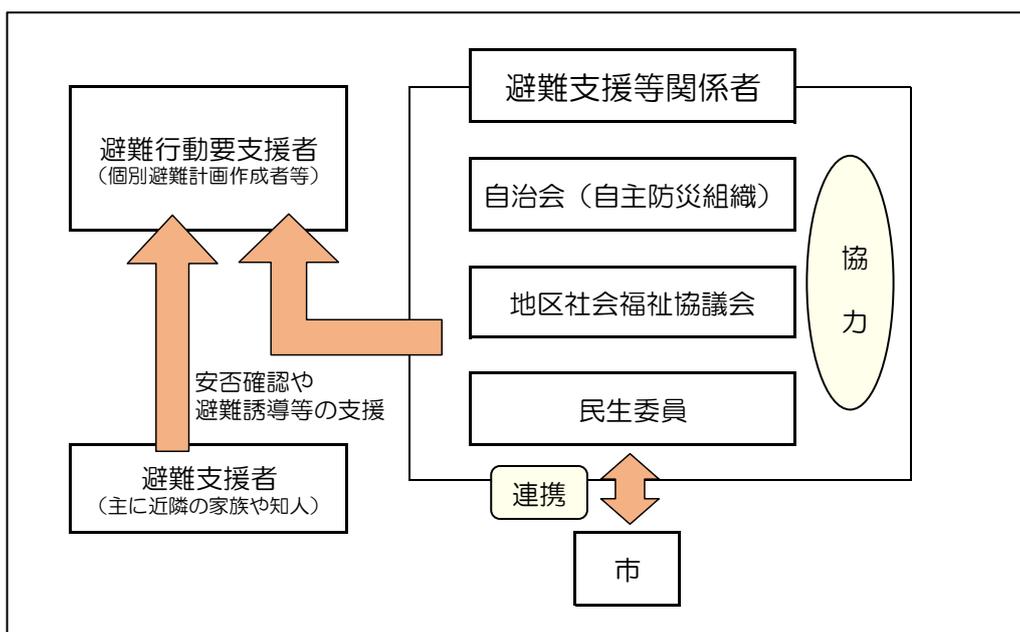
4 避難行動要支援者の避難支援

- 平常時から、避難支援等関係者により、避難行動要支援者に対する声かけ、見守り、地域の行事参加などを通じて、地域と避難行動要支援者の関係づくりを進めます。
- 災害時には、避難支援者や地域の避難支援等関係者（自治会（自主防災組織）、地区社会福祉協議会、民生委員 等）の協力のもと、市との連携により避難行動要支援者の避難支援を行います。

《平常時》



《災害時》



- 避難行動要支援者の避難支援には、平常時から地域の避難行動要支援者を把握し、支援方法を話し合い、個別避難計画などにより、避難行動要支援者の連絡先や、親族等の緊急連絡先、避難時に配慮しなければならない事項等を確認しておくことが有効です。
- 災害発生直後は、市、消防、警察等による支援体制が整うまでに一定の時間を要します。避難行動要支援者は、災害時において避難に時間を要したり、負傷等をしたる可能性が高いことから、避難支援者や避難支援等関係者の協力によって、情報伝達や安否確認、避難誘導等の避難支援を行っていただくことが必要となります。
- 避難支援者や避難支援等関係者は、災害時にはまず自身と家族の安全を確保し、可能な範囲で避難行動要支援者の避難支援を行います（避難支援者も自身の身を守るため、日頃から災害に向けて備えましょう。）。
※災害発生時に向けた日頃の備えについては、P 27 参照

（１）平常時の対応

①災害時の情報伝達に向けた備え

- 災害が発生したときや発生するおそれがあるときは、迅速に避難ができるよう、避難行動要支援者に情報を伝達することが重要です。
- 避難支援者、避難支援等関係者は、避難行動要支援者との連絡方法を確認するほか、団体内や他の団体との連絡網を整備するなど、避難行動要支援者に確実に防災情報等が伝わるよう日頃から体制の整備に努めてください。
- 避難行動要支援者へ情報提供をするにあたり、要介護度、障がいの内容や程度等に応じ、情報を伝える方法に配慮が必要な場合もあるため、日頃の活動や個別避難計画により、避難行動要支援者の状態を把握することが必要です。
※避難行動要支援者の特徴・支援の留意点については、P 29～34 参照

②個別避難計画の作成

- 個別避難計画とは、災害に備えて、災害時の避難に支援が必要な避難行動要支援者の身体の情報や避難場所、配慮が必要な事項などを記載した計画で、平常時から、災害時に避難支援を行っていただく方・団体や日頃の見守りなどを行う地域の関係者・団体などにも共有することで、迅速かつ円滑な避難支援につなげます。「どのような人が」「どのような助けが必要で」「どこに避難するか」をまとめた計画を本人や家族による作成のほか、民生委員や福祉専門職などの作成支援者と作成します。
- 災害時の迅速かつ円滑な避難のためには、避難支援（安否確認、避難誘導等）が必要な方の、個別避難計画の作成が必要です。市では随時、広報紙やホームページによる周知を行うとともに、作成支援者（民生委員等）などに協力いただきながら、計画の作成を進めます。

作成の対象

- 次の要件のいずれかに該当する方のうち、災害時の避難に支援が必要な方が作成対象となります。
 - ・ 75歳以上の一人暮らし高齢者
 - ・ 昼間独居の障がい者または75歳以上の高齢者
 - ・ 重度の障がいがあり、日常生活上でも支援が必要な方
 - 〔 身体障害者手帳：1級、2級
療育手帳：A1、A2
精神障害者保健福祉手帳：1級、2級 〕
 - ・ 要介護3以上の認定を受け、日常生活上でも支援が必要な方
 - ・ その他支援を必要とする方

※年齢や身体状況が要件に該当しても、避難に支援の必要がない場合や施設や病院に入所・入院している場合は作成対象外となります。

作成の流れ

①作成等に同意(申請書の記入)



②計画の作成(申請書の記入)



③市へ申請書を提出 (計画の情報登録)



④計画の送付(共有)

(本人、家族などの避難支援者、地域の避難支援等関係者)



※ 個別避難計画の作成の詳細や必要な申請書類は、市ホームページから確認できます。



ホームページ
はこちら

個別避難計画作成時の注意

- 個別避難計画は、作成することによって災害時の避難支援を保証するものではありません。また、計画に記載された避難支援者や、平時より情報提供を行う避難支援等関係者が、法的な責任や義務を負うものではありません。災害時は、避難支援者や避難支援等関係者も被災している可能性があります。
- 作成した計画は、本人のほか、平常時から避難支援者、地域の避難支援等関係者（自治会（自主防災組織）、地区社会福祉協議会、民生委員）等にも提供し、避難支援を受ける側と行う側の双方が情報を共有することで、迅速かつ円滑な避難支援につなげます。
- 本人には、本人・避難支援者（地域の避難支援等関係者を除く）分の、個別避難計画を送付します。送付した個別避難計画は、本人より避難支援者に渡し、情報を共有します。

③避難行動要支援者の情報の共有と活用

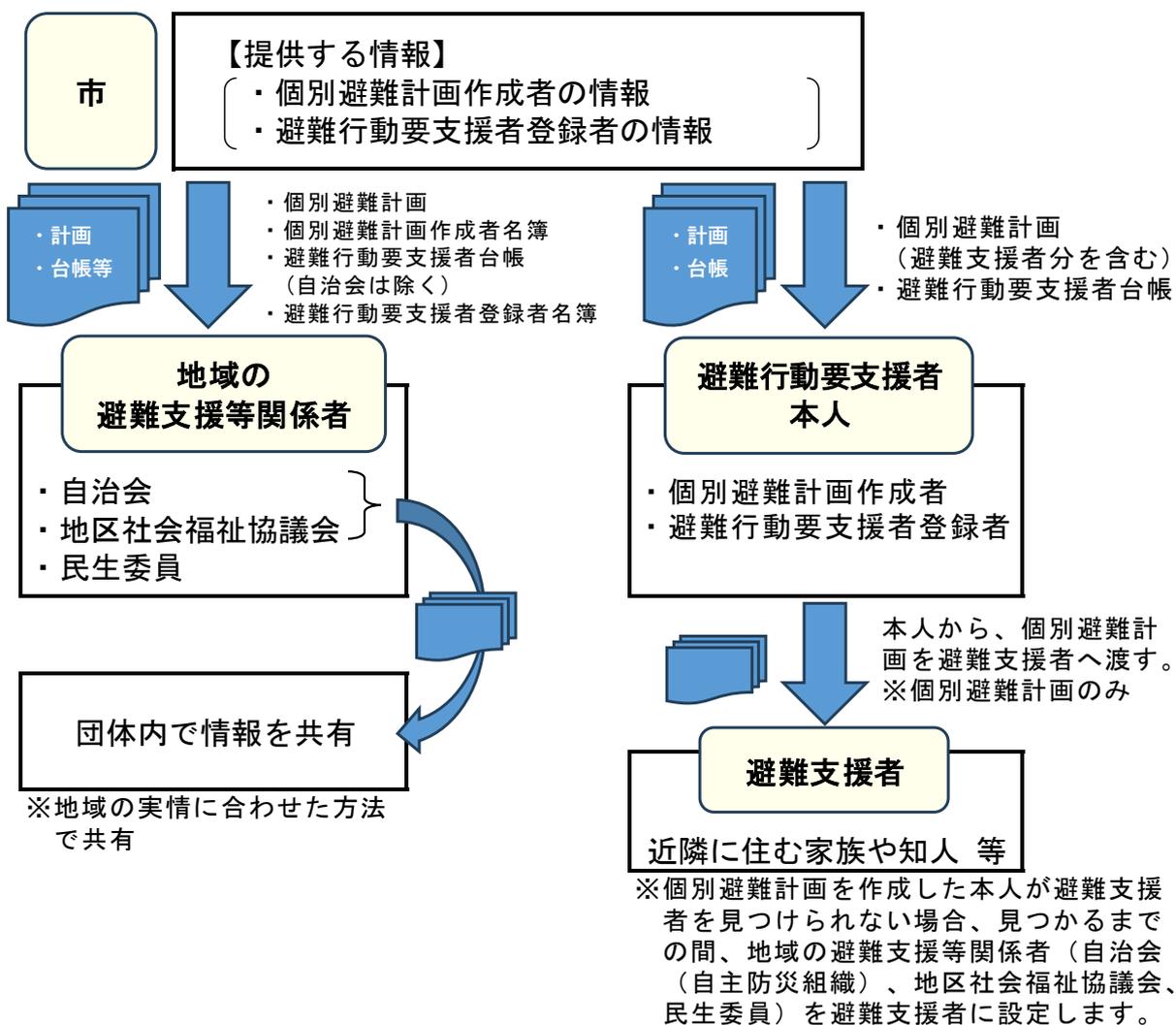
- 個別避難計画を作成した、又は避難行動要支援者登録制度に登録のある避難行動要支援者の情報（氏名、連絡先のほか、緊急連絡先、避難支援に係ること等）を、災害等に備え、本人のほか、地域の避難支援等関係者等へ共有します。避難支援を受ける側と行う側の双方が情報を共有し、緊急時の安否確認、日頃の見守り活動にも活用することで、共助に向けた準備を進め、災害時の逃げ遅れの防止や円滑な避難支援につなげます。

- 地域の避難支援等関係者（自治会（自主防災組織）、地区社会福祉協議会、民生委員）には、避難支援等に活用するため、個別避難計画のほか計画作成者等を一覧にした名簿等を提供します。

- 地域の避難支援等関係者等と共有する避難行動要支援者の情報は、個人情報が含まれることから、提供のあった名簿等の情報は、団体内で共有範囲や管理方法について取り決めをするなど、適切に管理を行います。

- 平常時の名簿等の情報提供は、避難行動要支援者本人や避難支援者の同意に基づき行われますが、災害発生時には、災害対策基本法に基づき、本人等の同意の有無にかかわらず、避難支援に必要な範囲で、避難支援等関係者等へ提供します。

《避難行動要支援者の情報共有の流れ》



- 地域の避難支援等関係者に提供した個別避難計画及び避難行動要支援者登録の情報は、地域の実情に合わせた方法で、情報共有を行ってください。情報を共有することが難しい場合も、避難訓練などでの活用により、地域と避難行動要支援者の顔の見える関係づくりを行うことが大切です。

避難支援等関係者が避難支援を行う場合に事前に確認しておくこと、平常時の情報の活用方法について、以下に例を示します。

ア 避難行動要支援者の情報活用にあたって平常時に決めておくことの例

○災害時に行う避難支援の流れを決める

- ⇒災害時に避難行動要支援者を支援する人（複数人で行う場合は「自治会の区ごと」等）を決めます。
- ⇒災害時、どのように避難行動要支援者の情報を共有するかを事前に決めます。
- ⇒災害時の安否確認や避難誘導等の方法を個別避難計画などにより確認します。

○平常時に情報を共有する範囲を決める

- ⇒個別避難計画等の避難行動要支援者情報が記載された書類を誰まで共有するかを決めます（災害時の避難支援の流れにより決定する場合もあり）。
- 情報を共有する範囲の例：団体役員、地区担当者 等

○保管場所を決める

- ⇒市から提供のあった個別避難計画等の避難行動要支援者情報が記載された書類の保管場所を決めます。
- 保管場所の例：団体会長宅、自治会館のキャビネットの中、地区担当者宅 等

イ 避難行動要支援者の情報の平常時の活用方法

○避難訓練

- ⇒実際の災害を想定し、避難支援者が避難行動要支援者を安全に避難誘導する方法や安否確認の方法を確認します。また、避難訓練を行い、避難支援や安否確認の方法等について検証を行うほか、直接顔を合わせることで、地域と避難行動要支援者の関係づくりを行います。

○図上訓練

- ⇒災害時の避難行動要支援者の支援方法を机上でシミュレーションし、参加者が支援体制や避難経路の課題を共有し、具体的な解決策を検討します。

○情報交換会の開催

- ⇒避難行動要支援者を含めた地域住民が集まり、困りごとや不安を話し合える場を設けることで、顔の見える関係づくりを行います。

ウ 団体内での避難行動要支援者の情報の共有方法と活用の例

例1 グループで避難支援を実施する場合

○保管場所：自治会館 ○平常時の情報共有範囲：自治会役員のみ

⇒平常時：・市から提供のあった個別避難計画等を自治会館のキャビネットに鍵付きボックスに入れて保管しておき、自治会役員のみ鍵の暗証番号を共有。

・安否確認訓練などを実施し、避難行動要支援者と顔の見える関係づくりを行う。

⇒災害時：・自身や家族の身の安全が確保できたら自治会館に集合し、個別避難計画等により避難行動要支援者の情報を確認する。

・事前に決めた班ごとに、安否確認等の避難支援を行う。

例2 個々に（担当者を決めて）避難支援を実施する場合

○保管場所：各地区担当者宅 ○平常時の情報共有範囲：各地区担当者

⇒平常時：・市から提供のあった個別避難計画等を、避難支援者となる各地区担当者へ配付し、各地区担当者宅にて保管する。

・各地区担当者は、日頃から担当地区内の避難行動要支援者の所在等を把握しておくほか、避難行動要支援者と顔の見える関係づくりを行う。

⇒災害時：・自身や家族の身の安全が確保できたら、自宅に保管している個別避難計画等により避難行動要支援者の情報を確認し、安否確認等の避難支援を行う。

④ふれあい手帳の配布

○ 一人暮らしの高齢者や障がいのある方など、災害時に支援を必要とする方で、個別避難計画を作成した方にふれあい手帳を配布しています（個別避難計画を作成しない場合も市役所の各窓口でお渡しできます。）。

○ 手帳に緊急連絡先やかかりつけの病院、いつも飲んでいる薬、避難場所のほか、支援してほしいことなどを記入し携帯することで、万が一の場合の支援に役立ちます。



詳細は、ホームページからも確認できます。

⑤ 避難施設の整備等

- 災害発生時には、避難行動要支援者を含む多くの被災者が避難所生活を送ることになりますが、避難所の構造や設備面で避難行動要支援者への配慮が十分であるとは限らないことから、避難所生活をする上でさまざまな問題が生じるおそれがあります。

市は、避難行動要支援者に配慮した生活環境を提供するため、避難所についてできる限り段差を解消したり、バリアフリートイレを設置したりするなど、設備の整備に努めます。

- 避難所では避難行動要支援者への情報伝達方法や、食料・日常生活用品・介護用具などについても、避難行動要支援者のニーズに応じた対応や物資等の確認が必要となります。

市は、拡声器や模造紙等により、音声や紙による情報発信を行うなど、さまざまな方法による情報の提供に努めるほか、食料や飲料水、生活必需品などの必要物資の備蓄においても、避難行動要支援者に配慮することとし、おかゆや粉ミルクなどの非常食や紙おむつ、車イス、簡易トイレなどの必要物資が、備蓄や協定の締結などにより速やかに調達できるような体制の整備に努めます。

⑥ 二次避難所・福祉避難所の整備

- 一次避難所開設後、一次避難所での避難生活が困難な要配慮者（妊産婦、傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児等）が安心して避難生活を送ることができるよう、受入れ体制が整い次第、必要に応じて開設される避難所として、「二次避難所」と「福祉避難所」があります。

- 「二次避難所」は、要配慮者優先の避難所として開設されます。

※二次避難所の一覧はP 2 5 参照

- 「福祉避難所」は、一般の避難所（一次避難所・二次避難所）での避難生活が困難な避難行動要支援者のために開設されます。身体介護や相談等の必要な支援を受けられるなど、安心して生活ができるよう、市は民間の社会福祉施設などとあらかじめ協定を締結し、福祉避難所の確保に努めるとともに、連携体制の構築を図ります。

※福祉避難所の一覧はP 2 6 参照

⑦防災意識の向上

- 市は、避難支援者や避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者に対する避難支援の必要性についての理解を深め、支援方法等の知識を普及するための防災研修を実施するなど、防災意識の向上に努めます。

⑧避難支援者・避難支援等関係者の育成

- 市は、避難行動要支援者の避難支援に関係する機関と協力・連携し、避難支援者や避難支援等関係者の育成強化のために、防災訓練などの機会を利用し、地域において住民が参加する避難支援訓練の実施の促進に取り組みます。

(2) 災害発生時の対応

- 避難支援者や避難支援等関係者は、まず自身や家族の身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の避難支援を実施します。
- 災害発生時に避難支援者や避難支援等関係者に行っていただく避難支援は、主に次の3つです。

① 情報伝達

：防災無線などにより警報等の防災気象情報を入手し、災害情報の把握に支援が必要な方に対し、避難情報等の提供を行います。

※警報等の防災気象情報の入手については、P 2 2を参照

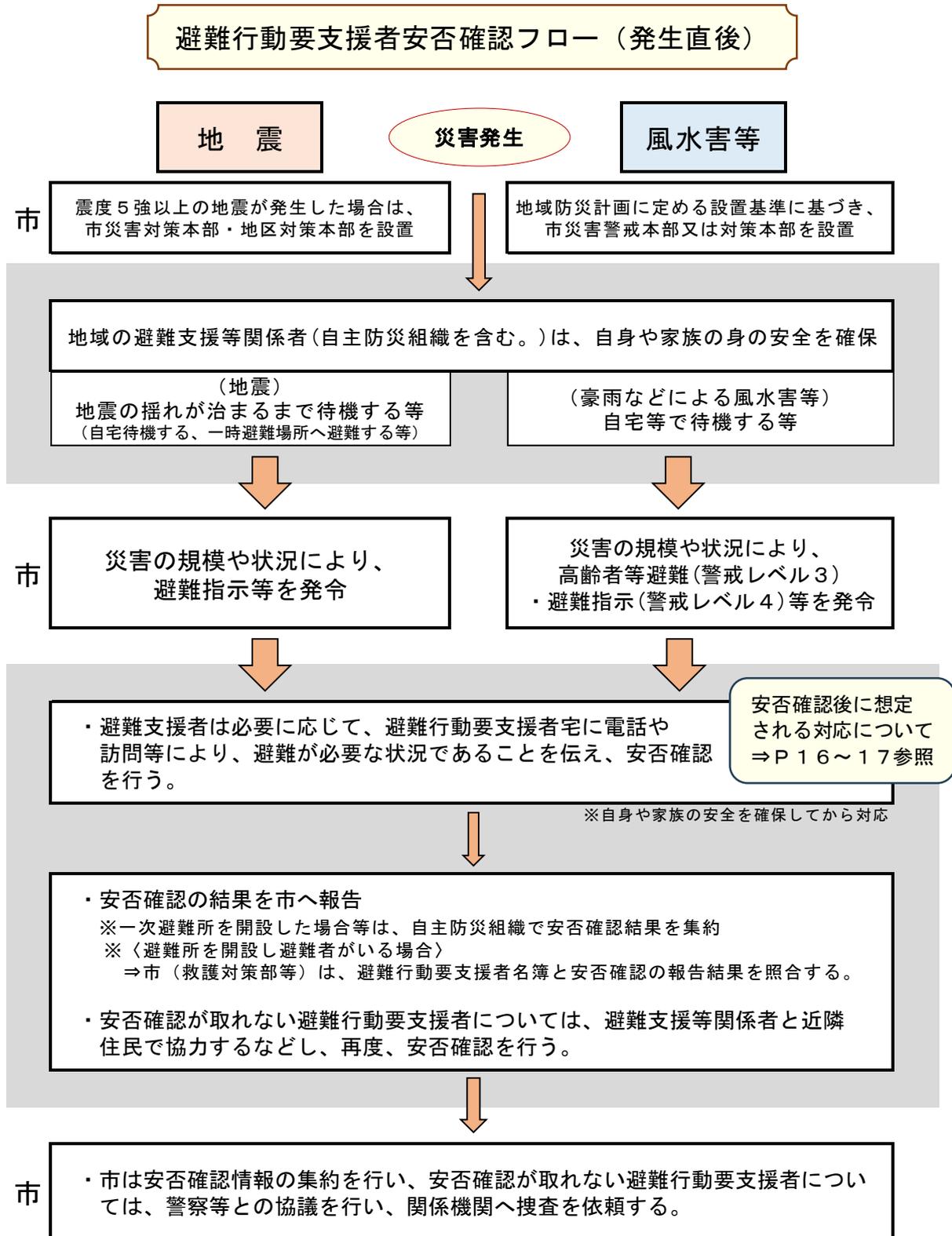
② 安否確認

：災害発生時に、電話や訪問などにより安否確認を行います。

③ 避難誘導（可能な範囲での移動支援）

：危険のひっ迫、避難情報の発令等により、自宅に留まることができない場合に、本人や家族の支援のみでは避難が困難な方に対し、自宅等から避難場所等安全な場所までの移動の支援を行います。

○ 災害発生から安否確認までの流れは次のとおりです。

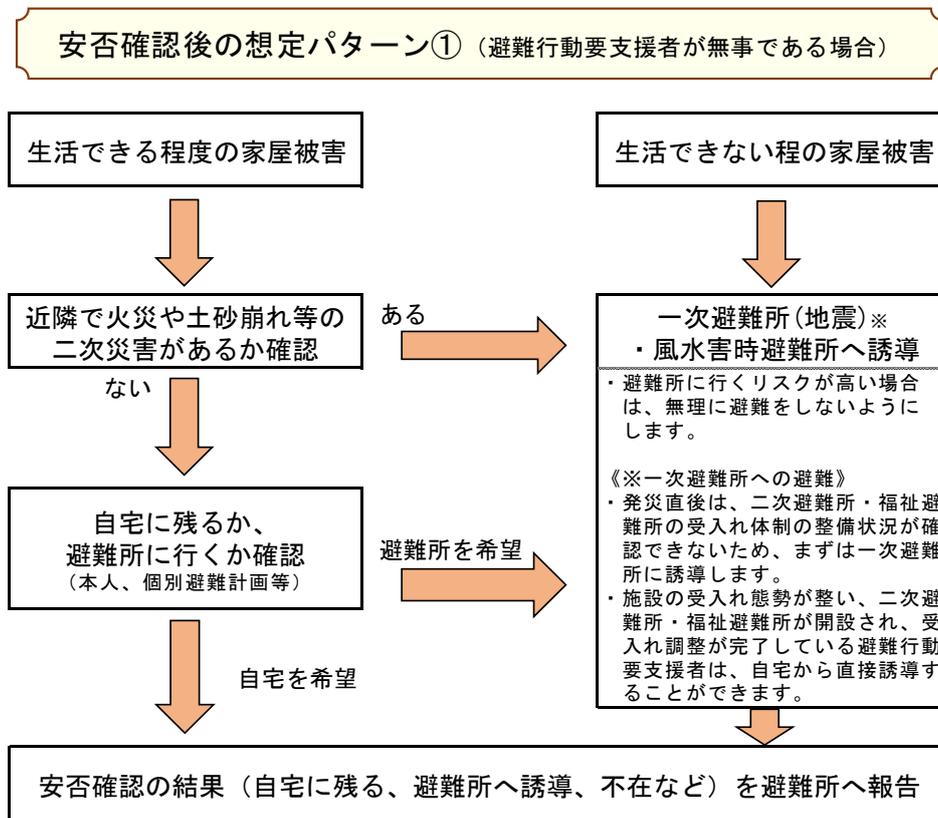


①避難行動要支援者への情報伝達

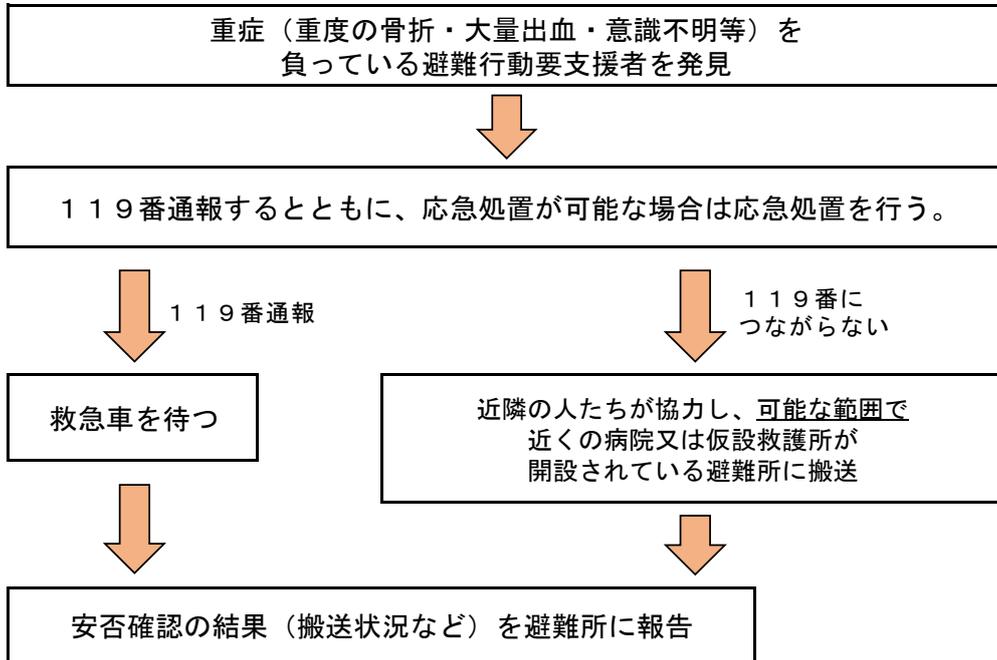
- 災害発生時における情報の不足や情報提供の遅れは、避難行動要支援者を中心とする被災者の不安感を高めることとなります。避難支援者や地域の避難支援等関係者は、避難行動要支援者本人又はその家族等へ正確な情報を迅速に提供するよう努めてください。
- 避難行動要支援者には、「自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知することができない人」や「危険を知らせる情報を受け取ることができない人」等が含まれることから、地域が中心となって電話や訪問により直接伝達することが効果的です。
※避難行動要支援者の特徴・支援の留意点については、P 29～34 参照

②安否確認後に想定される状況について

- 災害時は、家族や近隣住民などの避難支援者や避難支援等関係者では対応が困難な場合や、本マニュアルの想定パターン以外の状況となる可能性もありますが、災害時の対応をイメージする際の参考として、想定されるパターン例を示します。
実際の対応時には、災害の種類や規模等の状況に応じた柔軟な対応をお願いいたします。

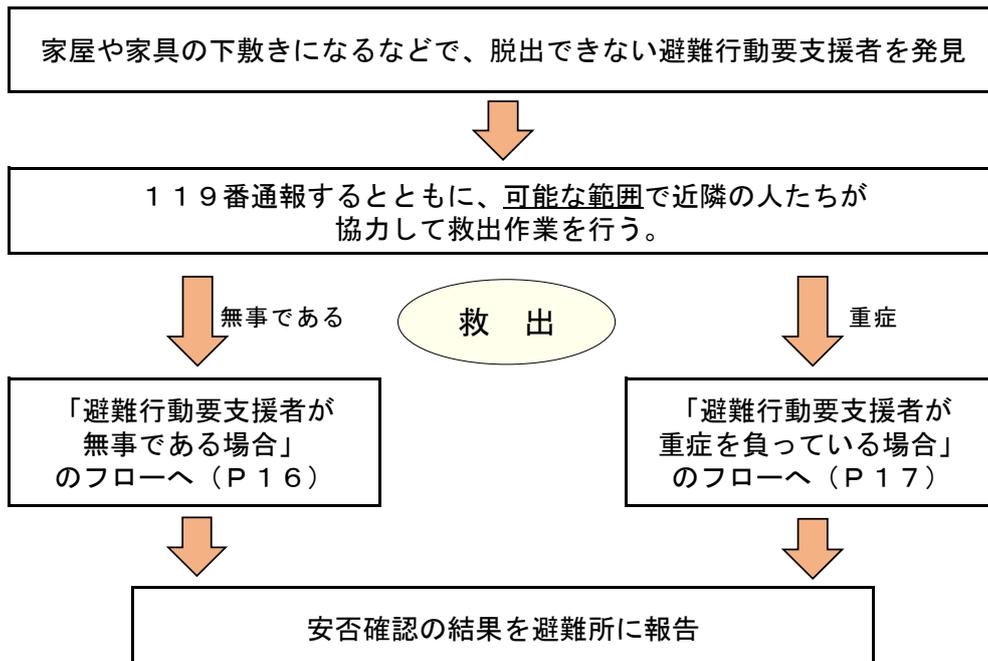


安否確認後の想定パターン②（避難行動要支援者が重症を負っている場合）



安否確認後の想定パターン ③

（避難行動要支援者が家屋等の下敷きになるなどで救出できない場合）



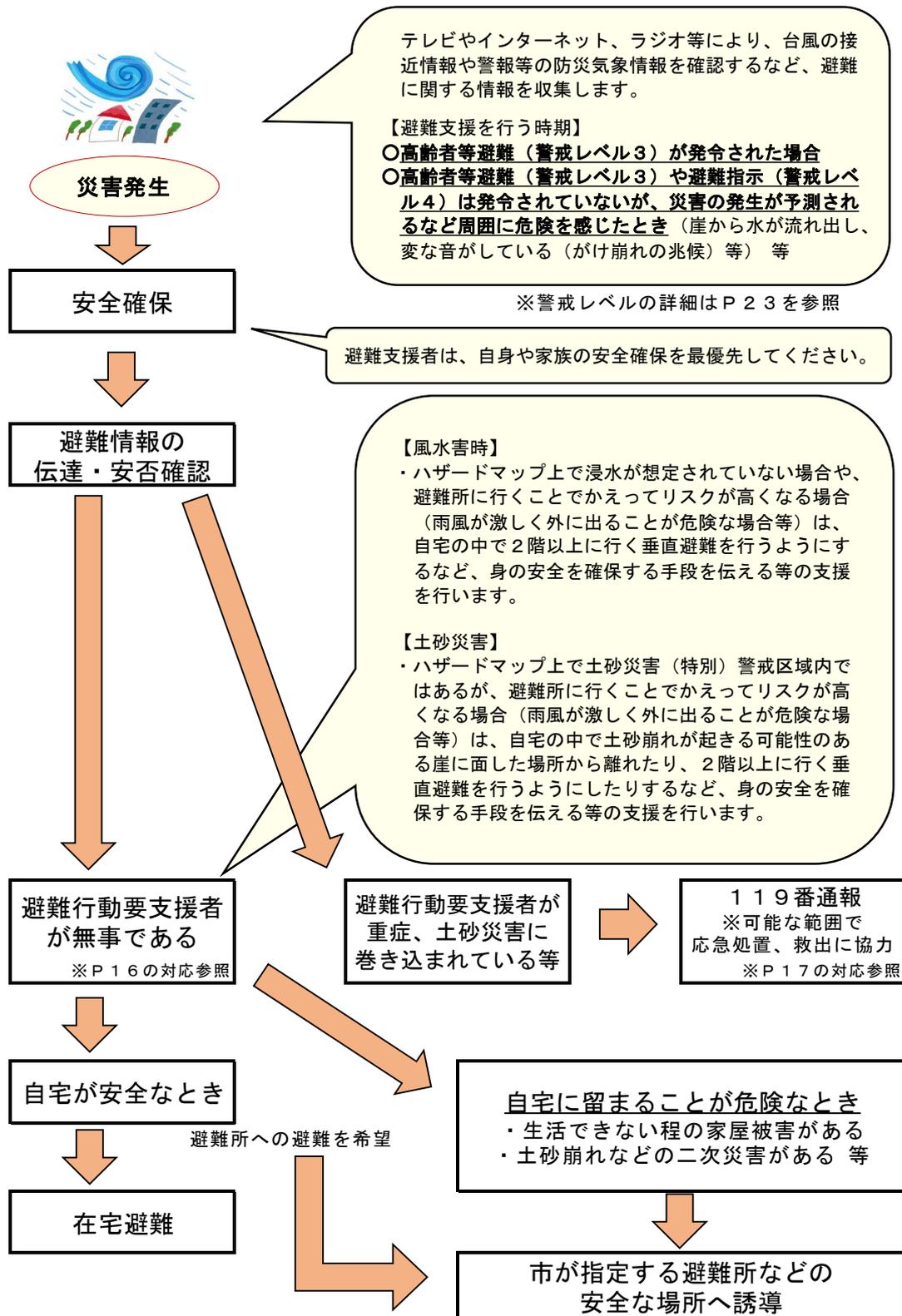
③避難誘導等の実施について

- 災害時、家屋の損壊やライフラインの停止などにより自宅で生活することが難しい場合には、避難所等への避難が必要になります。市、消防、警察等の支援は、大規模で広域な災害が発生した場合、全ての地域に支援のための人員を十分に確保することは困難です。そのため、身近な地域の人たちの「共助による助け合い」が不可欠となります。避難支援者は、避難行動要支援者の家族等とともに、避難誘導等の支援にご協力をお願いします。

- できる限り安全な方法で、可能な範囲において、避難行動要支援者の避難誘導の支援をお願いします。他の人の協力が必要な場合は、避難支援等関係者や地域の人たちへ協力を求めてください。
※避難誘導の際は、自分の氏名を知らせるとともに災害の状況、避難先等を説明し、避難場所へ誘導してください。

④避難支援の流れ（風水害・土砂災害の場合）

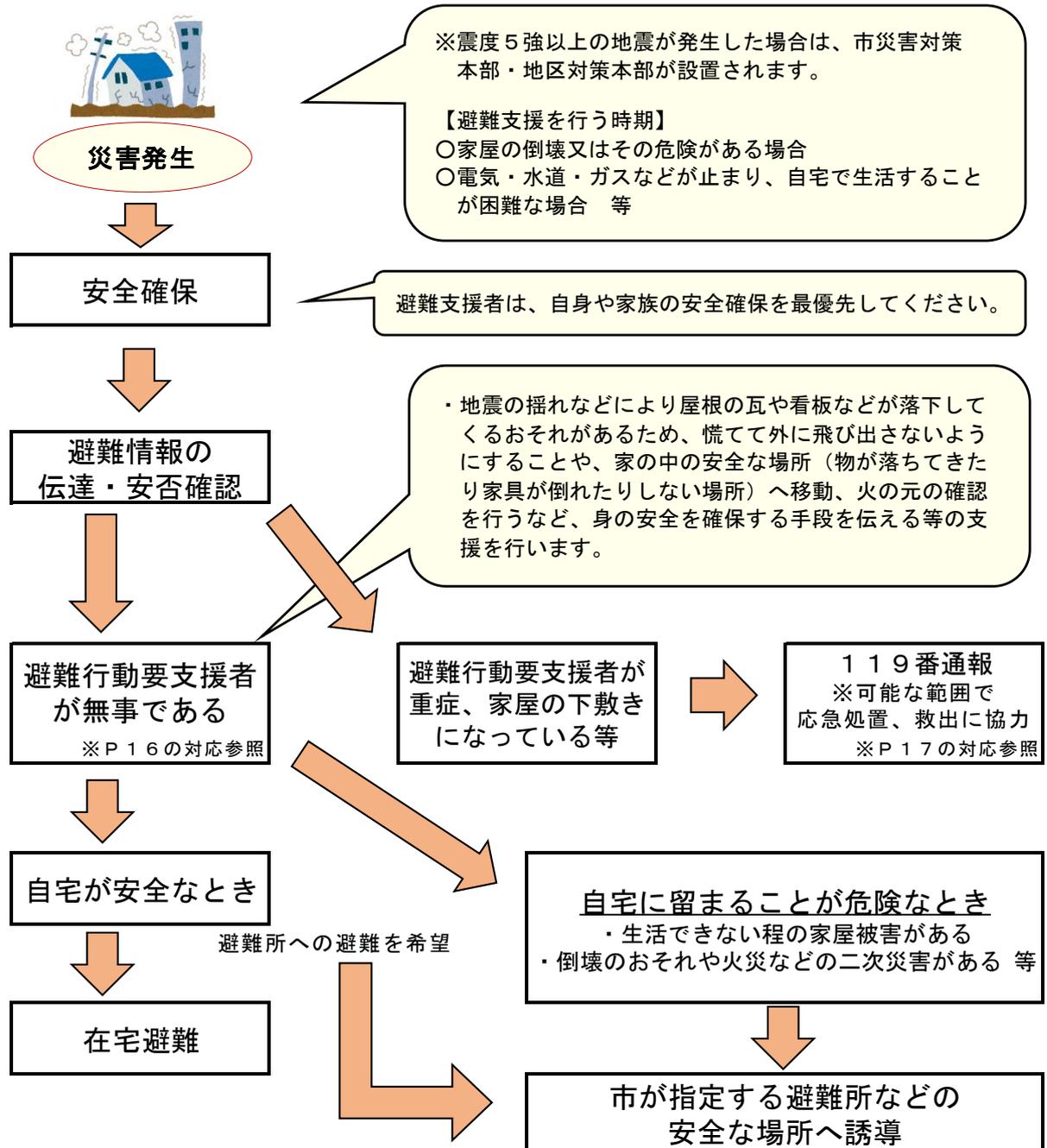
台風や豪雨などが発生した場合、家屋が浸水するなど、支援を必要とする方が家に取り残されたり、急傾斜地が崩壊して家屋などが土砂災害に巻き込まれたりする可能性があります。



⑤避難支援の流れ（大地震の場合）

大きな地震が発生した場合、家具の転倒、家屋の倒壊等により、負傷することや閉じ込められる可能性があるほか、余震に不安があることにより避難を必要とする方がいる場合があります。

倒壊のおそれのある家屋に避難行動要支援者が取り残された場合は、無理に避難支援は行わず、消防などへ救助要請を行います。



5 資料編

(1) 警報等の防災気象情報の入手について

特別警報・警報などの防災気象情報が発表された場合、綾瀬市では防災行政用無線による放送のほか、「あやせ安全・安心メール」「綾瀬市公式LINE」「綾瀬市防災X（旧Twitter）」により自動で配信されます。

メール

○あやせ安全・安心メール

…自然災害や犯罪などが発生した際、その情報を希望者に電子メールでお知らせするサービスです。

防災行政用無線で放送される情報をはじめ、大切な情報を文字で確認することができます。



登録方法など、詳しくはこちら

インターネット・SNS

○綾瀬市公式LINE



○綾瀬市防災X (旧: Twitter)



○綾瀬市防災気象情報



防災無線

○防災行政用無線(屋外スピーカー・個別受信機)

…災害時の緊急放送や台風、大雨などの災害に関する警報等を放送します。

放送は、屋外スピーカーとあわせて、個別受信機でも聞くことができます。

個別受信機は、世帯ごとに貸出可能な置き型の機器で、市役所危機管理課窓口にて貸出を行っています。

○防災行政用無線音声応答サービス (Tel0120-40-1192)

…防災行政用無線の市内一斉緊急放送と同じ内容を電話で聞くことができます。

(2) 警戒レベルと防災行動

▶ 警戒レベルと防災行動

市や気象庁等から発表される防災情報を用いて、住民がとるべき防災行動を直感的に理解しやすくなるよう、「5段階の警戒レベル」を明記して防災情報が提供されることとなっています。

レベル4で
全員避難

危険度	警戒レベル	住民がとるべき行動	市町村が発令	気象庁等の情報	キキクル	
↑ 高 ↓ 低	5	命を守る 最善の行動	緊急安全確保 ※必ず発令されるものではありません	大雨 特別警報	土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	災害切迫
	~~~~警戒レベル4までに必ず避難！~~~~					
	4	全員避難	避難指示	大雨警報 洪水警報		危険
	3	高齢者等は避難 他の住民は準備	高齢者等避難			警戒 (警報級)
	2	避難行動の確認		警報の可能性 (高) 注意報 大雨注意報 洪水注意報		注意 (注意報級)
1	心の備えを高める			早期注意情報		

※警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として【高】、【中】の2段階で発表しています。

「綾瀬市防災ハザードマップ（保存版令和6年3月）」より

○参考：令和8年（5月下旬予定）から防災気象情報（警戒レベルと防災行動が、変わります。詳しくは、気象庁が発表する最新の情報を確認してください。

#### 新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

気象庁ホームページ「防災気象情報の改善について」より

### (3) 避難所一覧

- 避難所は、学校や公民館等の公共施設や協定を締結している民間施設等のうちから、災害の規模や範囲、被災状況を考慮して開設します。災害の規模等により、避難所が変更となる場合がありますのでご注意ください。
- 避難とは、災害の危険がある所から安全な場所へ逃げることです。「避難＝避難所に行くこと」とは限りません。安全な場所であれば、自宅で生活をすることや、親族・知人の家・宿泊施設などに避難することも考えられます。また、2階より高い階に避難する「垂直避難」や、事前に安全な場所へ車などで避難することも有効です。

いざという時に速やかに避難できるように、日頃から自宅や勤務先周辺の避難所等を確認するとともに、避難経路も家族や地域で話し合っておきましょう。
- 自主的に避難するときは、避難所の開設状況を確認したうえで、避難してください。

#### ① 風水害時避難所

自主・事前避難のため災害発生前に開設される避難所です。

No	名称	所在地	No	名称	所在地
1	落合自治会館	落合南 6-1-46	9	吉岡自治会館	吉岡 2316-10
2	中村自治会館	深谷中 5-23-35	10	綾西自治会館	綾西 2-11-14
3	北の台コミュニティプラザ ^{※1}	蓼川 2-1-12	11	上土棚自治会館	上土棚北 4-7-47
4	大上自治会館	大上 5-9-41	12	高齢者福祉会館	深谷中 1-3-1
5	寺尾南自治会館	寺尾南 2-3-16	13	寺尾児童館	寺尾北 2-2-1
6	寺尾綾北自治会館	寺尾本町 2-7-3	14	南部ふれあい会館	上土棚南 1-5-10
7	寺尾天台自治会館	寺尾台 1-12-15	15	城山中学校武道場	早川 2230
8	小園自治会館	小園 398-1			

※1 北の台コミュニティプラザは、令和8年3月より供用開始。

## ② 一次避難所

災害発生時、自宅での生活が困難なとき等に最初に開設される避難所です。

※風水害時には、風水害時避難所を開設します。また、災害の規模により一次避難所を開設します。

No.	名称	所在地	No.	名称	所在地
1	綾瀬小学校	深谷中 5-1-1	10	城山中学校	早川 2230
2	綾瀬中学校	深谷南 2-3-1	11	綾西小学校	綾西 1-2-1
3	綾北中学校	深谷上 4-4-1	12	春日台中学校	吉岡 393-1
4	北の台小学校	大上 9-14-1	13	落合小学校	落合北 3-10-1
5	北の台中学校	蓼川 1-2-1	14	綾南小学校※ ²	上土棚中 1-12-19
6	天台小学校	寺尾台 1-3-1	15	土棚小学校	上土棚南 6-1-1
7	寺尾小学校	寺尾南 1-3-1	16	県立綾瀬高校※ ³	寺尾南 1-4-1
8	綾北小学校	寺尾本町 3-10-1	17	県立綾瀬西高校※ ² ※ ³	早川 1485-1
9	早園小学校	小園 420			

※² 水害等で浸水するおそれのある場合を除きます。

※³ 県立綾瀬高等学校は寺尾小学校に収容しきれない場合、県立綾瀬西高等学校は城山中学校に収容しきれない場合に開設されます。

## ③ 二次避難所

一次避難所開設後、一次避難所での避難生活が難しい要配慮者（妊産婦、傷病者、障がい者、高齢者、乳幼児等）に対して、必要に応じて開設する避難所です。

No.	名称	所在地	No.	名称	所在地
1	中央公民館	深谷中 1-3-1	8	小園児童館	小園 401-1
2	中村地区センター	深谷中 5-16-43	9	早園地区センター※ ⁵ ※ ⁶	早川 2934 番地
3	北の台コミュニティプラザ※ ⁴	蓼川 2-1-12	10	ながぐつ児童館	綾西 2-11-14
4	大上保育園	大上 6-14-5	11	吉岡地区センター※ ⁵	吉岡 2316
5	綾北福祉会館	寺尾中 1-3-22	12	綾南地区センター※ ⁶	上土棚中 1-10-11
6	寺尾児童館	寺尾北 2-2-1	13	綾南保育園	上土棚南 1-4-17
7	寺尾いずみ会館	寺尾台 3-6-25	14	南部ふれあい会館※ ⁶	上土棚南 1-5-10

※⁴ 北の台コミュニティプラザは、令和8年3月より供用開始。

※⁵ 早園地区センターは令和6年12月より、吉岡地区センターは令和7年12月より、建て替えのため休館中。

※⁶ 水害時は、浸水するおそれのある早園地区センター及び綾南地区センターは利用しないこととします。また、南部ふれあい会館は、綾南小学校の代替施設として一次避難所に指定されません。

#### ④ 福祉避難所

一般の避難所（一次避難所・二次避難所）での避難生活が困難な避難行動要支援者のために開設されます。

No.	施設名称	所在地
1	社会福祉法人聖音会（さがみ野ホーム）	深谷中 7-1-9
2	社会福祉法人唐池学園（貴志園）	吉岡 2381-1
3	社会福祉法人聖音会（綾瀬ホーム）	吉岡 2337
4	医療法人社団慈広会（メイプル）	吉岡 2361-7
5	社会福祉法人泉正会（泉正園）	上土棚南 1-11-20
6	社会福祉法人道志会（道志会）	早川城山 2-11-3
7	社会福祉法人千寿会（杜の郷）	寺尾南 1-5-31
8	社会福祉法人唐池学園（つぼみ保育園）	深谷中 5-20-48
9	社会福祉法人唐池学園（吉岡保育園）	吉岡 1980
10	社会福祉法人湘南児童福祉会（深谷保育園）	深谷上 3-1-29
11	社会福祉法人誠心福祉協会（おとぎ保育園）	早川 3067-5
12	学校法人生蘭学園（さくらチャイルドセンター）	寺尾西 1-13-1
13	社会福祉法人泉正会（綾瀬いずみ保育園）	上土棚北 4-11-41
14	学校法人明和学園（ピッピことりこども園）	吉岡 1526
15	社会福祉法人足跡の会（綾瀬ゆめっこ保育園）	大上 4-2-25
16	綾瀬市立もみの木園	深谷上 4-5-1

## (4) 日頃の備え

- 災害に備えるためには、日頃からの備えが欠かせません。家具が倒れないように固定するなどの家の中の安全対策や、非常用持ち出し袋の準備、災害時に自宅の中で安全な場所（物が落ちてきたり、家具が倒れたりしない場所）や避難経路、ハザードマップの確認を行うなど、日頃からの備えを進めましょう。
- 避難所等（P24～26参照）への避難に備え、家族等との安否確認方法を決めておくほか、一時的な安全確保のために指定されている地域の一時（いつとき）避難場所*等を事前に確認しておきましょう。  
※一時避難場所とは、避難所等へ避難する前に、家族や近隣の避難者が一時的に安全確保のために様子を見る場所又は避難のための集団を形成する場所をいいます。

### 《災害時の持ち出し品・備蓄品の例》

事前に  
確認

準備ができたなら□に  
チェックしましょう。

非常持出品の重さの目安は、男性15kg、女性10kg程度にしましょう。  
せつかく揃えた持出品も定期的に点検しないと使用できない場合があります。  
電池の使用期限や缶詰などの賞味期限等を、半年に一度ぐらいは点検しましょう。

#### 非常持出品(例)

- 携帯ラジオリ**
  - ラジオリ
  - 予備電池
- 衛生用品・医療**
  - 常備薬
  - 包帯
  - ばんそうこう
  - お薬手帳
  - 体温計
  - マスク
  - アルコール消毒液
  - ハンドソープ
- 貴重品**
  - 現金
  - 預金通帳
  - 印鑑
  - 免許証
  - 健康保険証
  - 権利証書
  - マイナンバーカード
- 懐中電灯**
  - 懐中電灯（できれば一人にひとつ）
  - 予備電池（多めに用意）
- 非常食品等**
  - 火を通さないうで食べられるもの、食器など
  - 非常用食品
  - 紙皿
  - 紙コップ
  - ミネラルウォーター
  - 缶詰
  - 缶切り
  - 水筒
  - 栓抜き
- その他**
  - 衣類（下着・上着など）
  - タオル
  - 生理用品
  - 粉ミルク
  - 離乳食
  - 紙おむつ
  - ライター
  - ウェットティッシュ
  - カップ
  - ヘルメット
  - ラップフィルム（止血や食器にかぶせて使う）
  - 携帯電話の充電器
  - 防災ハザードマップ（本書）
  - ビニール手袋・エプロン（使い捨て）
  - ポリ袋
  - 携帯トイレ
  - ペーパータオル

#### 非常時備蓄品(例)

復旧までの数日間（推奨一週間、最低3日）を生活できるように  
にチェックしましょう。

- 飲料水**
  - 飲料水としてペットボトルや缶入りのミネラルウォーター（1人1日3リットルを目安に）
  - 給水用防災ウォータータンクなど
- 非常食品**
  - お米（缶詰・レトルト・アルファ米も便利）
  - 缶詰・レトルト食品
  - 梅干し・調味料など
  - ドライフーズ・チョコレート・アメ（菓子類など）
- 燃料**
  - 卓上コンロ
  - ガスボンベ
  - 固形燃料
- その他**
  - 生活用水（風呂・洗濯機などに貯水）
  - 毛布・寝袋・洗面用具・ドライシャンプーなど
  - 調理器具（なべ・やかんなど）
  - バケツ・各種アウトドア用品など



「綾瀬市防災ハザードマップ（保存版令和6年3月）」より

## (5) 避難時の注意

### ① 風水害による災害時

- ・危険が迫った時には、防災行政用無線や広報車などが避難の呼びかけをすることがあります。呼びかけがあった場合には速やかに避難しましょう。
- ・洪水の場合、歩ける深さは男性で約70cm、女性で約50cmまでです。それ以上になったら高い場所で救助を待ちましょう。  
※ただし、氾濫した水の流れが速い場合は、人が歩けるとされる深さより浅くても歩けなかったり流されたりする可能性があります。  
また、氾濫した水は濁っていることが多く、水中の障害物や段差が見えないため、水深が浅くても転倒に注意する必要があります。
- ・土砂災害が発生する可能性がある場合は、土石流やがけ崩れの起こる場所から遠くに離れましょう。

### ② 地震による災害時

- ・「まず低く、頭を守り、動かない」などの安全確保行動（シェイクアウト）により、地震の揺れから、身の安全を図ります。
- ・揺れなどにより屋根の瓦や看板などが落下してくるおそれがあるため、慌てて外に飛び出さないようにしましょう。
- ・家具の転倒防止対策をしたり、避難経路となる出入口や通路にものを置かないようにしたりする等、日頃から、家の中の安全対策をするようにしましょう。  
また、地震後は余震の危険もあるため、玄関のドア等を開け、避難経路を確保しましょう。

### ③ 避難する前の注意事項

- ・火の始末をしましょう。（ガスの元栓を閉めることも忘れずに。）
- ・停電後、電力が復旧した際には、漏電が発生し火災になることがあります。停電していても避難する前に必ずブレーカーを落とし、すべてのプラグをコンセントから外しましょう。
- ・防犯面から、玄関のドアや窓等の鍵は施錠して、家の外に避難しましょう。
- ・倒壊した家に閉じ込められたり、家具などに挟まったりして動けなくなる場合があるので、笛やブザーを準備しておき、災害時には、積極的に活用して助けを呼びましょう。

## (6) 避難行動要支援者の特徴・支援の留意点

避難行動要支援者は、身体状況や特性が様々であり、災害時には、その人の状態に合わせた支援が必要となります。平常時から避難行動要支援者の特徴や、支援の留意点等についての基本的な知識、避難行動要支援者自身が災害に備えて準備していることを事前に把握しておくことで、円滑に避難支援を行うことにつながります。

### 【高齢者】

区分	一般的な特徴（○）と主な留意事項（●）
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人差が大きくあるが、加齢による身体的能力の低下がみられる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動器機能の低下（骨・関節・筋肉）</li> <li>・体温調整能力の低下（脱水症状を起こしやすい。）</li> <li>・視力・聴力の低下</li> <li>・認知機能（判断力、理解力等）の低下</li> <li>・複数の病気や基礎疾患を持っている。</li> </ul> </li> <li>● 情報伝達や避難行動に支援を要する場合がある。避難所生活において体調の変化に留意する必要がある。</li> </ul>
一人暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害情報の気付きが遅れる場合がある。特に、介護を必要としている場合は、体力の低下により行動が遅くなる場合がある。</li> <li>● 迅速な情報伝達並びに支援者及び介助者による避難誘導が必要である。</li> </ul>
寝たきり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自力で避難できず、また、自分の状況を伝達することや自分で判断して行動することが困難な場合がある。医療的ケアが必要な場合もある。</li> <li>● 安否確認及び状況把握が不可欠であり、避難誘導時には支援者及び介助者の援助が必要である。生命維持のために医療的ケアが受けられるよう支援が必要な場合がある。</li> </ul>
認知症	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分の状況を伝達することや自分で判断して行動することが困難な場合がある。環境の変化（人や場所）により、不安になり落ち着かない状態になる。</li> <li>● 分かりやすい内容で状況を説明する必要がある。また、支援者及び介助者による避難誘導が必要である。</li> </ul>

区 分	避難行動要支援者自身の災害に備えた事前準備
<p style="text-align: center;">— (高齢者・寝たきりの人等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝室は、倒れたり落ちてきたりする物がないような安全な居住空間を確保します。</li> <li>・寝たきりの人がいる家庭では、非常持出し袋に紙おむつなどの介護用品を準備します。</li> <li>・避難時の移動に備えて、幅の広いひも（おんぶひも）や車いすなどを用意しておきます。</li> <li>・市社会福祉協議会から「災害時あんしん袋※1」を配付されている場合は、身近なところに置いておきます。</li> <li>・市（地域包括ケア推進課）から「救急医療情報キット※2」を配付されている場合は、キットに必要な事項を記入し、冷蔵庫に入れておきます。</li> </ul>

※1 市社会福祉協議会では、災害時に備え、高齢者一人世帯などを対象として、水・大粒ラムネ・懐中電灯・笛を配付しています。

※2 一人暮らし高齢者などの安全・安心を確保することを目的に、一人暮らしの65歳以上の方や、75歳以上の方を対象に、救急医療情報キットを配付しています。緊急連絡先や医療情報等を入れた容器を冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救助時に適切で迅速な処置につながります。

## 【身体障がいのある人】

区 分	一般的な特徴（○）と主な留意事項（●）
視 覚	<p>○ 視覚による災害情報の気付きが不可能又は困難な場合が多い。</p> <p>● 音声による情報伝達及び状況説明が必要である。また、家族、支援者、介助者等による避難誘導が必要な場合が多い。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>避難行動要支援者自身の災害に備えた事前準備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持出し袋のある場所はどこかを確認しておきます。</li> <li>・手探りをする際に、割れたガラスなどで怪我をしないよう、手袋を枕元に用意しておきます。</li> <li>・非常持出し袋の中に、白杖（折りたたみ式）や点字器を入れておきます。</li> <li>・すぐに災害情報を得るため、ラジオを身近なところに置いておきます。また、予備の電池を用意しておきます。</li> <li>・情報を入手したり、自分から状況を連絡したりできるよう、携帯電話などを活用します。</li> </ul>

区 分	一般的な特徴（○）と主な留意事項（●）
聴 覚	<p>○ 音声による避難・誘導指示の認識や、通常の会話によるコミュニケーションが不可能又は困難な場合が多い。聴力損失の時期・程度や発語訓練の有無などにより、発話が困難な場合も多い。また、外見から障がい分かりにくい。</p> <p>● 文字をボードに記入するなど、視覚情報（文字、絵図等）を活用した情報伝達や状況説明が必要であり、場合によっては手話通訳や要約筆記による情報伝達、説明を行う必要がある。</p>
音声言語	<p>○ 通常の会話によるコミュニケーションが困難な場合が多い。全身性障がい※のように、他の重い障がいを伴う人も多い。</p> <p>● 本人や家族等からの十分な聞き取りや、聞き取った内容を繰り返すことによる確認、更に可能であれば、筆談、手話等による状況把握が必要である。</p> <p>※全身性障がい：肢体不自由のうち、脳性まひや脊椎損傷など全身に障がいがおよぶもの。</p>
聴 覚 ・ 音声言語	<p><b>避難行動要支援者自身の災害に備えた事前準備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常持出し袋の中に、補聴器用の電池、筆談のためのメモ用紙、筆記用具、停電の際に手話で会話できる携帯用照明、笛や警報ブザーなどを入れておきます。</li> <li>・ 就寝時に災害が発生した時のために、枕元に補聴器や携帯電話をおきます。</li> <li>・ 情報を入手したり、自分から状況を連絡したりできるよう、文字情報が受信・発信できる携帯電話、FAXやメールなどを活用します。</li> </ul>

区 分	一般的な特徴（○）と主な留意事項（●）
肢体不自由	<p>○ 自立歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。特に、重度の全身性障がい※の場合、自宅内の移動も困難な場合がある。</p> <p>● 避難誘導には、一般的には、車いす等の補助器具とともに、家族、支援者、介助者等による介助が必要である。（重度の障がいのある人の場合は不可欠）</p> <p>※全身性障がい：肢体不自由のうち、脳性まひや脊椎損傷など全身に障がいがおよぶもの。</p>
	<b>避難行動要支援者自身の災害に備えた事前準備</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・杖や歩行器などを使用している人は、いつもこれらを身近なところに置いておきます。</li> <li>・車いすや歩行補助具が転倒した家具などの下敷きにならないよう、安全なスペースを確保するとともに、暗闇になっても分かるようにしておきます。</li> <li>・非常持出し品の中に、紙おむつや携帯トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）を用意しておきます。</li> <li>・自力で避難することが困難な場合に備えて、幅の広いひも（おんぶひも）などを用意しておきます。</li> <li>・車いすを使用している人は、雨天や寒冷時に備えて、車いすでも使用可能なカッパ等を用意しておきます。</li> <li>・車いすは、ガラスの破片等でパンクのおそれもあるため、パンク修理セットを準備しておくなどの備えをします。また、車いす以外でも移動ができる人は、車いすが使用できない時のための必要な用具（杖など）を準備しておきます。</li> <li>・電動車いすを使用している人は、使用後必ず充電し、いつでも使える状態にしておきます。</li> </ul>

区 分	一般的な特徴（○）と主な留意事項（●）
内 部	<p>○ 内臓の機能障がいにより、日常生活に著しい制限を受ける場合が多い。</p> <p>● 障がいの内容に応じた日常生活用具若しくは医療機器等の確保又は、人工透析等の医療対応が必要であり、人工呼吸器を使用している難病患者など、災害時に緊急対応が必要な場合もある。</p>
	<p><b>避難行動要支援者自身の災害に備えた事前準備</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常持出し品の中に、日頃から服用している薬や使用している装具を入れておきます。また、かかりつけの医療機関や服用している薬のメモなども一緒に入れておきます。</li> <li>・ 膀胱又は直腸機能に障がいのある人は、ストマ用装具などの関係用品を準備しておきます。</li> <li>・ ストマ用装具は、メーカー名、品名、サイズを正確にメモし、非常持出し品の中に入れておきます。</li> <li>・ 日頃から服用している薬の名前は必ずメモし、常時携帯しておき、災害救助等の医師や看護師に正確に薬名を伝えられるようにしておきます。</li> <li>・ 咽頭摘出をしている人は、気管孔エプロンを準備しておきます。また、人工咽頭や携帯用会話補助装具が必要な人は、いつも身近なところに置いておきます。</li> <li>・ 呼吸器機能障害の人は、日頃から予備の酸素ボンベを準備し、その残量に気をつけておくようにします。</li> </ul>

## 【知的障がいのある人】

一般的な特徴（○）と主な留意事項（●）
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 情報や状況を正確に把握・理解し、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い。人によっては、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合や、その他の障がいが重複している場合もある。</li><li>● 避難誘導には、一般的には、家族、支援者、介助者等による介助が必要であり、重複障がいの場合には、車いす等の補助器具が必要な場合もある。</li></ul>
避難行動要支援者自身の災害に備えた事前準備
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 日頃から服用している薬があれば、非常持出し品の中に入れておきます。また、かかりつけの医療機関や薬のメモなども一緒に入れておきます。</li><li>・ 自宅の住所や連絡先の書かれた身分証などを携帯します。</li><li>・ 災害発生時に家族と連絡が取れるよう、携帯電話などを活用します。</li></ul>

## 【精神障がいのある人】

一般的な特徴（○）と主な留意事項（●）
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害発生時には、環境の変化により精神的な動揺が激しくなる場合がある。常時服薬が必要とされる人が多い。</li><li>● 継続的な服薬が確保されるよう、医療機関などと連携した支援が必要である。</li></ul>
避難行動要支援者自身の災害に備えた事前準備
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 非常持出し品の中に、日頃から服用している薬を入れておきましょう。また、かかりつけの医療機関や薬のメモなども一緒に入れておきます。</li><li>・ 家族などにも、医療機関からの指示や緊急時の対処法等をよく理解しておいてもらいます。</li></ul>

## 災害時避難行動要支援者マニュアル

発行日 平成16年12月

改定日 平成21年 3月

平成24年10月

平成26年 4月

平成28年 4月

平成30年 9月

令和 2年10月

令和 8年 2月

発 行 綾瀬市

〒252-1192

神奈川県綾瀬市早川550番地

電 話 0467-77-1111

編 集 綾瀬市役所福祉部福祉総務課